処分基準(公表用)

様式第4号

手 続 名 業務改善命令 根拠条項 第24条の6の3 貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務に法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。 (業務改善命令) 第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の必要に必要な措置を命ずることができる。 分 基 進	法	令	 名	貸金業法		法令の番号	所管課 昭和58年法律第32	産業政策課
法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。 (業務改善命令) 第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の善に必要な措置を命ずることができる。		続	名					
	正	法の変勇 (業 第二十 を図	ででの他業務改善命 四条の六るため必	務の運営の改善に必要な措置 令) の三 内閣総理大臣又は都道所 要があると認めるときは、当該	を命ずることができる。	た貸金業者の業	務の運営に関し、資金需	言要者等の利益の保
	進							